

那覇市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱

(令和5年4月26日 こどもみらい部長決裁)

(令和6年3月4日 こどもみらい部長決裁)

(令和7年4月11日 こどもみらい部長決裁)

那覇市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱(令和6年3月4日 こどもみらい部長決裁)の一部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市支援対象児童等見守り強化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 こども家庭庁の「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金」を利用し、市内の支援ニーズの高い子ども等の見守り活動の経費を補助することにより、地域における子どもの見守り体制の強化を図ることを目的とする。

(補助の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等及びその家庭の状況を、食事の提供や学習支援を通して把握し、市に報告するものとする。

2 食事の提供をする場合には、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 保健所の指導に基づく所要の衛生管理を行うこと。
- (2) 食中毒の発生に備え、保険の加入その他必要な措置を講ずること。
- (3) 利用者から事前に食物アレルギーの有無を確認し、食物アレルギーがある場合は、原則として食事の提供を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 前2項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業を補助事業としないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがある事業

- (2) 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 国、地方公共団体その他これらに類するものからこの要綱による補助金以外の補助その他の給付を受けている事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業

(補助事業者)

第4条 補助金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 本市内に住所を有し、本市内で子どもに対し支援活動を実施する団体であること。
- (2) 組織の運営に関する規則等（会則、規則、定款等）を有すること。
- (3) 支援活動の実施にあたり、利用者の安全管理、衛生管理及び個人情報の保護に十分配慮していること。
- (4) 補助事業に係る経理と補助事業以外の事業等に係る経理を区分し、当該補助事業の収支を明らかにできること。
- (5) 宗教活動、政治活動等を目的とした団体でないこと。
- (6) 法令等に違反をしていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 那覇市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第6条 補助金は、本市の当該年度予算の範囲内で交付するものとする。

2 前条に定める補助対象経費を合算した額（1,000円未満切り捨て）とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等は、市長の定める日までに補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(審査及び交付の決定)

第8条 前条の申請があったときは、那覇市支援対象児等見守り強化事業選定委員会においてこれを審査し、補助金を交付することが適正であると認めたときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。また、交付をしないと決定したときは、補助金等不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。なお、審査方法については、那覇市支援対象児童等見守り強化事業選定要領によるものとする。ただし、既に補助金の交付を受けている団体等において現に継続した活動の実績が認められ、かつ引き続き活動を希望し補助金の交付を申請する団体等については、那覇市支援対象児童等見守り強化事業選定委員会の審査を免除できるものとする。

(中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助金事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了又は廃止したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった会計年度の3月末日のいずれか早い期日までに、補助事業費実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し事業が適正に実施されたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第6号様式)により通知する。

(決定の取り消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号の一に掲げる行為をしたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の概算交付)

第13条 補助事業者は、補助金の概算交付を受けようとするときは、補助金概算交付申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、交付決定額の9割を限度として、年4回に均等に分けて、概算交付するものとする。
- 3 市長は、第11条の規定による補助金等の額を確定したときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は剩余金額の返納を期限を定めて命ずるものとする。

(交付変更の申請及び交付決定の変更)

第14条 補助事業者は、第8条に基づき決定を受けた交付額に変更が生じる場合においては、補助金交付変更申請書(第8号様式)を市長に提出するものとする。市長は、当該申請が適正であると認めた場合は、補助金交付決定変更通知書(第9号様式)により交付決定額の変更を通知するものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第15条 補助事業者は、他の事業と区別して、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しその他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。

別表(第5条関係)

費目	補助対象経費
人件費	<ul style="list-style-type: none">・居宅訪問や子ども等の状況把握等を行うスタッフの人件費等 (団体等の運営に係る職員の賃金や役員報酬を除く。)
需用費	<ul style="list-style-type: none">・消耗品購入費・印刷製本費 (周知チラシ等)・食糧費 (食事、食材の提供に係る経費)・光熱水費・燃料費
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none">・居宅訪問や食料品配送等に係る交通費、携帯料金等
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none">・車両など借上料、コピー機など物品の使用料等
保険料	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア保険等
その他経費	<ul style="list-style-type: none">・その他、事業の趣旨に合致し、那覇市支援対象児童等見守り強化事業の実施に関し特に必要と認められる費用